

○総務省令第八号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月二十日

総務大臣 石田 真敏

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(空中線電力の表示) 第四条の四 「略」</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力 (pV) をもつて表示する。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 超広帯域無線システムの無線局 (必要周波数帯幅が四五〇MHz以上であり、かつ、空中線電力が〇・〇〇一ワット以下の無線局のうち、屋内において主としてデータ伝送を行う無線局であつて三・四GHz以上四・八GHz未満若しくは七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの若しくは無線標定業務を行うことを目的として自動車その他の陸上を移動するものに開設する無線局であつて二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するもの又は必要周波数帯幅が四五〇MHz以上であり、かつ、空中線電力が一ワット以下の無線局のうち、主としてデータ伝送を行う無線局 (上空で運用するものを除く。) であつて七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波のみを使用するものをいう。以下同じ。) の送信設備</p> <p>「三 略」</p> <p>「三〇八 略」</p>	<p>(空中線電力の表示) 第四条の四 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 超広帯域無線システムの無線局 (必要周波数帯幅が四五〇MHz以上であり、かつ、空中線電力が〇・〇〇一ワット以下の無線局のうち、屋内において主としてデータ伝送を行う無線局であつて三・四GHz以上四・八GHz未満若しくは七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの又は無線標定業務を行うことを目的として自動車その他の陸上を移動するものに開設する無線局であつて二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するものをいう。以下同じ。) の送信設備</p> <p>「三 同上」</p> <p>「三〇八 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>(1) 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星(対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。)(以外の人工衛星をいう。以下同じ。))に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局(インマルサットGSPS型に限る。)(及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局</p>	<p>(2) 携帯無線通信を行う陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局</p>	<p>第十四条の二 人体(側頭部及び両手を除く。)(にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。</p> <p>一 無線局の無線設備(送信空中線と人体(側頭部及び両手を除く。))との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。)(から人体(側頭部及び両手を除く。))にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。</p>	<p>人体(側頭部及び両手を除く。)(にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。</p> <p>一 無線局の無線設備(送信空中線と人体(側頭部及び両手を除く。))との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。)(から人体(側頭部及び両手を除く。))にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。</p>	<p>3 前二項に規定する比吸収率の測定方法については、総務大臣が別に告示する。</p>	<p>六〇dBを超え三〇dB以下</p> <p>人体(側頭部及び両手を除く。)(の任意の体表面四平方センチメートルにおける</p> <p>毎平方センチメートル当たり</p>	<p>周波数帯</p> <p>一〇〇MHz以上六〇MHz以下</p> <p>測定項目</p> <p>人体(側頭部及び四肢を除く。)(における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。))</p> <p>許容値</p> <p>毎キログラム当たり二ワット以下</p>	<p>(人体における比吸収率の許容値)</p> <p>第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星(対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。)(以外の人工衛星をいう。以下同じ。))に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局(インマルサットGSPS型に限る。)(及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局の無線設備(以下この項及び次項において「対象無線設備」という。))は、対象無線設備から発射される電波(対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備(総務大臣が別に告示するものに限る。))から同時に複数の電波(以下この項及び次項において「複数電波」という。))を放射する機能を有する場合にあつては、複数電波)の人体(頭部及び両手を除く。)(における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。))を毎キログラム当たり二ワット(四肢にあつては、毎キログラム当たり四ワット)以下とするものではない。</p> <p>一 対象無線設備から発射される電波の平均電力(複数電波を放射する機能を有する場合にあつては、当該機能により発射される複数電波の平均電力の和に相当する電力)が二〇ミリワット以下の無線設備</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備</p> <p>2 対象無線設備(伝送情報が電話(音響の放送を含む。以下この項において同じ。))のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。以下この項において同じ。))は、当該対象無線設備から発射される電波(対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備(総務大臣が別に告示するものに限る。))から同時に複数電波を放射する機能を有する場合にあつては、複数電波)の人体頭部における比吸収率を毎キログラム当たり二ワット以下とするものではない。</p> <p>一 対象無線設備から発射される電波の平均電力(複数電波を放射する機能を有する場合にあつては、当該機能により発射される複数電波の平均電力の和に相当する電力)が二〇ミリワット以下の無線設備</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備</p>
---	---	--	---	--	--	---	--

<p>(3) 第四十九条の第十四第十二号及び第十三号に規定する無線標定業務の無線局並びに第四十九条の二十に規定する小電力データ通信システムの無線局（同条第七号に掲げるものに限る。）</p>	<p>三〇dBを超え三〇〇dB以下</p>	<p>入射電力密度（任意の六分間に通過するエネルギーを六分で除して得た値をいう。以下同じ。）</p>	<p>毎平方センチメートル当たり二ミリワット以下</p>
	<p>人体（側頭部及び両手を除く。）の任意の体表一面一平方センチメートルにおける入射電力密度</p>	<p>毎平方センチメートル当たり二ミリワット以下</p>	

二 前号の表に掲げる無線局の無線設備又は当該無線設備と同一の筐体に収められた他の無線設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）が同時に複数の電波（以下この項及び次項において「複数電波」という。）を放射する機能を有する場合にあつては、総務大臣が別に告示する方法により算出した総合照射比が一以下でなければならぬ。ただし、放射される複数電波の周波数が全て一〇〇MHz以上六GHz以下の場合には、複数電波の人体（側頭部及び両手を除く。）における比吸収率について、前号の表第四欄に掲げる許容値を適用することができる。

三 前二号の規定は、総務大臣が別に告示する無線設備については、適用しない。

二 人体側頭部にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。

一 無線局の無線設備（携帯して使用するために開設する無線局のものであつて、人体側頭部に近接した状態において電波を送信するものに限る。）から人体側頭部にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる放射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。

無線局		周波数帯	測定項目	許容値
<p>(1) 前項の表(1)に掲げる無線局のうち、伝送情報が電話（音響の放送を含む。以下この項において同じ。）のもの及び電話とその他の情報の組合せのもの</p>	<p>一〇〇MHz以上六GHz以下</p>	<p>人体側頭部における比吸収率</p>	<p>毎キログラム当たり二ワット以下</p>	
				<p>六GHzを超え三〇GHz以下</p>
<p>(2) 前項の表(2)に掲げる無線局のうち、伝送情報が電話のもの及び電話とその他の情報の組合せのもの</p>	<p>三〇GHz以下</p>	<p>人体側頭部の任意の体表面四方センチメートルにおける入射電力密度</p>	<p>毎平方センチメートル当たり二ミリワット以下</p>	

二 前号の表に掲げる無線局の無線設備又は当該無線設備と同一の筐体に収められた他の無線

設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）が同時に複数電波を放射する機能を有する場合にあっては、総務大臣が別に告示する方法により算出した総合照射比が一以下でなければならない。ただし、放射される複数電波の周波数が全一〇〇MHz以上六GHz以下の場合には、複数電波の人体側頭部における比吸収率について、前号の表第四欄に掲げる許容値を適用することができる。

三 前二号の規定は、総務大臣が別に告示する無線設備については、適用しない。

3| 前二項に規定する比吸収率の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

4| 第一項及び第二項に規定する入射電力密度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 「略」

〔2〕17 「略」

18 超広帯域無線システムの無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度は、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 第四十九条の二十七第一項に規定する三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置

周波数帯	任意の一MHzの帯域幅における平均電力	
	三・四GHz以上四・八GHz未満 の周波数の電波を使用するもの	七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの
一、六〇〇MHz未満	（一）九〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。）以下の値	
〔略〕		

〔二〕略

三| 第四十九条の二十七第三項に規定する七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置

周波数帯	任意の一MHzの帯域幅における平均電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値
一、六〇〇MHz未満	（一）九〇デシベル以下の値

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 「同上」

〔2〕17 「同上」

18 「同上」

- 一 三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置

周波数帯	任意の一MHzの帯域幅における平均電力	
	三・四GHz以上四・八GHz未満 の周波数の電波を使用するもの	七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの
一、六〇〇MHz未満	（一）九〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表及び次号の表において同じ。）以下の値	
〔同上〕		

〔二〕同上

〔新設〕

一、六〇〇MHz以上二、七〇〇MHz未満	(一) 八五デシベル以下の値
二、七〇〇MHz以上七・二五GHz未満	(一) 七〇デシベル以下の値
七・二五GHz以上七・五八七GHz未満	(一) 五九・三デシベル以下の値
七・五八七GHz以上八・四GHz未満	(一) 五四デシベル以下の値
八・四GHz以上八・五GHz未満	(一) 五九・三デシベル以下の値
八・五GHz以上一〇・二五GHz未満	(一) 六〇デシベル以下の値
一〇・二五GHz以上一〇・六GHz未満	(一) 七〇デシベル以下の値
一〇・六GHz以上一〇・七GHz未満	(一) 八五デシベル以下の値
一〇・七GHz以上一一・七GHz未満	(一) 七〇デシベル以下の値
一一・七GHz以上一二・七五GHz未満	(一) 八五デシベル以下の値
一二・七五GHz以上	(一) 七〇デシベル以下の値

〔19〕32 略

第四十九条の二十七 超広帯域無線システムの無線局(屋内においてのみ運用されるものに限る。)(無線設備であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。ただし、超広帯域無線システムの無線局(屋内においてのみ運用されるものに限る。)(無線設備であつて、七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波のみを使用するものは、次に掲げる条件にかかわらず、第三項各号に掲げる条件によることができる。)

〔一〕八 略

〔2 略〕

3] 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波のみを使用するもの(第一項各号に掲げる条件に適合するものを除く。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、単信方式、複信方式又は半複信方式であること。
- 二 筐体は、容易に開けることができなものであること。
- 三 使用する周波数帯ごとに、次の表に掲げる値をそれぞれ満たすこと。

〔19〕32 同上

第四十九条の二十七 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

〔一〕八 同上

〔2 同上〕

〔新設〕

周波数帯	任意の1MHzの帯域幅における平均電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値	任意の50MHzの帯域幅における尖頭電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値
	七・五八七GHz以上七・六六二GHz未満	〇デシベル以下の値
七・六六二GHz以上八・四GHz未満	(一) 五一・三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。) 以下の値	〇デシベル以下の値
	(一) 四一・三デシベル 以下の値	〇デシベル以下の値

四 最大輻射電力より一〇デシベル低い輻射電力における上限及び下限の周波数帯幅は、四五〇MHz以上である。

別表第二号 (第6条関係)

〔第1～第48 略〕

第49 超広帯域無線システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔1 略〕

2 第49条の27第1項に規定する7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの
3 GHz

〔3 略〕

4 第49条の27第3項に規定する7.587GHz以上8.4GHz未満の周波数の電波を使用するもの
813MHz

〔第50～第74 略〕

別表第三号 (第7条関係)

〔1～42 略〕

43 超広帯域無線システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 第49条の27第1項に規定する3.4GHz以上4.8GHz未満又は7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの

〔表略〕

〔2〕 略〕

〔3〕 第49条の27第3項に規定する7.587GHz以上8.4GHz未満の周波数の電波を使用するもの

不要発射の強度の許容値

別表第二号 (第6条関係)

〔第1～第48 同左〕

第49 〔同左〕

〔1 同左〕

2 7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの 3 GHz

〔3 同左〕

〔新設〕

〔第50～第74 同左〕

別表第三号 (第7条関係)

〔1～42 同左〕

43 〔同左〕

(1) 3.4GHz以上4.8GHz未満又は7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの

〔表同左〕

〔2〕 同左〕

〔新設〕

周波数帯	任意の1MHzの帯域幅における平均電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値
1. 600MHz未満	-90dB以下の値	-84dB以下の値
1. 600MHz以上2. 700MHz未満	-85dB以下の値	-79dB以下の値
2. 700MHz以上7. 25GHz未満	-70dB以下の値	-64dB以下の値
7. 25GHz以上8. 5GHz未満	-59. 3dB以下の値	-35dB以下の値
8. 5GHz以上10. 25GHz未満	-60dB以下の値	-35. 7dB以下の値
10. 25GHz以上10. 6GHz未満	-70dB以下の値	-64dB以下の値
10. 6GHz以上10. 7GHz未満	-85dB以下の値	-79dB以下の値
10. 7GHz以上11. 7GHz未満	-70dB以下の値	-64dB以下の値
11. 7GHz以上12. 75GHz未満	-85dB以下の値	-79dB以下の値
12. 75GHz以上	-70dB以下の値	-64dB以下の値

[44～64 略]

[44～64 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕十一の三十一 略

十一の三十二 設備規則第四十九条の六の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

〔十二〕四十六 略

四十七 施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局（以下「超広帯域無線システムの無線局」という。）に使用するための無線設備であつて、設備規則第四十九条の二十七第一項に規定する三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの

〔四十七の二 略〕

四十七の三 超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であつて、設備規則第四十九条の二十七第三項に規定する七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波のみを使用するもの

〔四十八〕七十七 略

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

一 前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十一、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第十一号の三十、第十一号の三十二、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号、第五十四号及び第五十四号の四に掲げる特定無線設備

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第十九号、第十九号の二、第十九号の三から第十九号の四まで、第四十七号の三及び第七十五号に掲げる特定無線設備別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

〔1〕・〔2〕 略

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

〔表 別紙二 挿入〕

〔注1〕12 略

(特定無線設備等)

第二条 〔同上〕

〔一〕十一の三十一 同上

〔新設〕

〔十二〕四十六 同上

四十七 施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局（以下「超広帯域無線システムの無線局」という。）に使用するための無線設備であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの

〔四十七の二 同上〕

〔新設〕

〔四十八〕七十七 同上

2 〔同上〕

一 前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十一、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第十一号の三十、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号、第五十四号及び第五十四号の四に掲げる特定無線設備

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第十九号、第十九号の二、第十九号の三から第十九号の四まで及び第七十五号に掲げる特定無線設備別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 〔同上〕

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 〔同上〕

ア 〔同上〕

〔表 別紙一 挿入〕

〔注1〕12 同上

13 設備規則第十四条の二第二項又は第二項の規定が適用されるものに限る。
〔14〕23 略

〔イ 略〕

ウ 申込設備が第二条第一項第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）
、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）
、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）
、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）
、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）
、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）
、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の三、第二十八号の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第四十七号の三、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五号の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九号の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九号の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九号の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九号の七第一号ロ(4)、第四十九号の八の三第二項第二号、第四十九号の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九号の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九号の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九号の二十三の四、第四十九号の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九号の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九号の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九号の二十七第二項、同条第三項第四号、第五十四号第二号へからチまで、第五十四号の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七号の二の二第三項又は第五十七号の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

〔二・三 略〕

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一（1）関係）

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

〔様式略〕

13 設備規則第十四条の二第二項本文又は第二項本文の規定が適用されるものに限る。
〔14〕23 同上

〔イ 同上〕

ウ 申込設備が第二条第一項第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）
、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）
、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）
、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）
、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）
、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）
、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の三、第二十八号の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条、第三十七号の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五号の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九号の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九号の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九号の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九号の七第一号ロ(4)、第四十九号の八の三第二項第二号、第四十九号の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九号の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九号の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九号の二十三の四、第四十九号の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九号の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九号の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九号の二十七第二項、第五十四号第二号へからチまで、第五十四号の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七号の二の二第三項又は第五十七号の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

〔二・三 同上〕

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一（1）関係）

第一 〔同左〕

〔様式同左〕

【注1・2 略】

3 2の(2)の欄は、「F 3 E 142MHzから162MHzまで」又は「F 3 E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 155.97MHz」のように記載するほか、次によること。

【(1) 略】

(2) 第2条第1項第11号の19、第11号の19の2、第11号の19の3、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第54号又は第54号の4に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz（同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅）」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。

【(3) 略】

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアラゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の30若しくは第11号の32に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからサまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。

【ア～コ 略】

サ 27.00Hzを超え29.50Hz以下の周波数帯

【(5)・(6) 略】

【4～12 略】

【第二～第六 略】

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものと
する。

【様式略】

【注1～3 略】

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種類	記号
略]	
第2条第1項第11号の31に掲げる無線設備	F R

【注1・2 同左】

3 【同左】

【(1) 同左】

(2) 第2条第1項第11号の19、第11号の19の2、第11号の19の3、第11号の21、第11号の30、第54号又は第54号の4に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz（同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅）」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。

【(3) 同左】

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアラゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで若しくは第11号の30に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからコまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。

【ア～コ 同左】

【新設】

【(5)・(6) 同左】

【4～12 同左】

【第二～第六 同左】

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものと
する。

【様式同左】

【注1～3 同左】

4 【同左】

特定無線設備の種類	記号
同左]	
第2条第1項第11号の31に掲げる無線設備	F R

第2条第1項第11号の32に掲げる無線設備	G R	
[略]		[同左]
第2条第1項第47号の2に掲げる無線設備	V U	V U
第2条第1項第47号の3に掲げる無線設備	U O	[同左]
[略]		[同左]
[5 略]		[5 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に受けている第二条の規定による改正前の無線設備規則第十四条の二に規定する無線局の無線設備に係る電波法（以下「法」という。）第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

置装信受										置装信送										置装									
総合歪及び雑音	ディエンファシス特性	局部発振器の周波数変動	相互変調特性	感度抑圧効果	隣接チャネル選択度	スプリアス・レスポンス	減衰量	通過帯域幅	感度	副次的に発する電波等の限	送信速度	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	ブレエンファシス特性	変調衝撃係数	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	入射電力密度	比較収率	空中線電力	射の強度	スプリアス発射又は不要発射の強度	占有周波数帯幅	周波数	試験項目
標準信号発生器 歪率雑音計	低周波発振器 直線検波器	周波数計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 レベル計	標準周波発振器 レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	低周波発振器 電力計	低周波発振器 スペクトル分析器	直線検波器	低周波発振器 オシロスコープ	直線検波器 又は変調度計	低周波発振器 直線検波器 又は変調度計	電界強度測定器	比較収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器	三 測定器等
																													備設線無の九の号一第項一第条二第
																													備設線無の十の号一第項一第条二第
																													備設線無の二十の号一第項一第条二第
																													備設線無の二十の号一第項一第条二第
																													備設線無の三十の号一第項一第条二第
																													備設線無の四十の号一第項一第条二第
																													備設線無の五十の号一第項一第条二第
																													備設線無の号二第項一第条二第
																													備設線無の二の号二第項一第条二第
																													備設線無の号三第項一第条二第
																													備設線無の二の号三第項一第条二第
																													備設線無の二の号四第項一第条二第
																													備設線無の四の号四第項一第条二第
																													備設線無の五の号四第項一第条二第
																													備設線無の六の号四第項一第条二第
																													備設線無の七の号四第項一第条二第
																													備設線無の号五第項一第条二第
																													備設線無の号六第項一第条二第
																													備設線無の二の号六第項一第条二第
																													備設線無の三の号六第項一第条二第
																													備設線無の号七第項一第条二第
																													備設線無の号八第項一第条二第
																													備設線無の号九第項一第条二第
																													備設線無の二の号九第項一第条二第
																													備設線無の号十第項一第条二第
																													備設線無の二の号十第項一第条二第
																													備設線無の三の号十第項一第条二第
																													備設線無の四の号十第項一第条二第
																													備設線無の五の号十第項一第条二第
																													備設線無の六の号十第項一第条二第
																													備設線無の二の六の号十第項一第条二第

〔略〕

〔略〕

四 特定無線設備の種別

